

1 事業主体概要

事業主体名	一般社団法人 南湖荘
代表者名	代表理事 高田耕太郎 代表理事 後藤 元
所在地	神奈川県茅ヶ崎市南湖7丁目12869番地
電話番号	0467-87-0819
ホームページアドレス	www.taiyonosato.co.jp
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率※1	社員 高田 耕太郎 社員 高田 緑 社員 一般財団法人 南湖荘維持財団
設立年月日	平成27年2月20日
直近の事業収支決算額※2 (平成27年9月1日~同年11月15日)	(収益)4,375千円 (費用)29,357千円 損益△24,994千円
主要取引金融機関	スルガ銀行
会計監査人との契約	-
他の主な事業	結核療養所南湖院の歴史的環境の維持管理

※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。

※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名	茅ヶ崎太陽の郷	
施設の類型及び表示事項	類型	1 介護付(一般型・外部サービス利用型) ② 住宅型 3 健康型 *「居住者の生きる意思を尊重する」ことを経営理念に住宅型を堅持しています。介護が必要な居住者には当ホームが提供する様々な介護サービスと介護保険の利用を組み合わせ、十分な介護サービス体制を敷いています。
	居住の権利形態	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	1 自立 2 要介護 3 要支援・要介護 ④ 自立・要支援・要介護
	介護保険	1 県指定介護保険特定施設 (番号 _____、指定年月日 _____) 介護専用型・混合型・混合型(外部サービス利用型)・地域密着型・介護予防・介護予防(外部サービス利用型) ② 介護保険在宅サービス利用可 *敷地内に居宅介護支援・訪問介護事業所があり、居住者自らが望む在宅介護サービスを受けやすい体制を用意しています。
	居室区分	① 全室個室(夫婦等居室含む) 2 相部屋あり
介護に関わる職員体制	: 以上	

	提携ホームの利用等	1 提携ホーム利用可( ) 2 提携ホーム移行型( ) *提携ホームの利用は行っていない。																																								
開設年月日	平成27年11月16日																																									
施設の管理者名	石原 隆則																																									
所在地・電話番号	神奈川県茅ヶ崎市南湖7丁目12869 電話0467-87-0819																																									
交通の便※3	JR茅ヶ崎駅南口からバス8分〔仲町降車後徒歩7分(520m)〕 *シャトルバスを1日5便/週3日運行(太陽の郷～茅ヶ崎駅周辺～太陽の郷)																																									
敷地概要※4	権利形態 <u>所有</u> ・ 借地 (借地の場合の契約形態) 通常借地契約・定期借地契約・使用貸借契約 (借地の場合の契約期間) 年 月 日～年 月 日 (通常借地契約における自動更新条項の有無) 有・無 敷地面積 30,799 m <sup>2</sup>																																									
ホームページアドレス	www.taiyonosato.co.jp																																									
建物概要	権利形態 <u>所有</u> ・ 借家 (借家の場合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 年 月 日～年 月 日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) 有・無 建物の構造 鉄筋コンクリート造6階建及び3階建( <u>耐火</u> )・準耐火・その他) 延床面積 12,709 m <sup>2</sup> 建築年月日 昭和54年1月16日建築 建築確認の用途指定 <u>有料老人ホーム</u> ・その他( )																																									
居室、一時介護室の概要	居室総数 190室 定員 380人(一時介護室を除く) (内訳) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>居室定員</th> <th>室数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般居室</td> <td>個室</td> <td>190室</td> <td>39.63m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>うち2人定員</td> <td>190室</td> <td>39.63m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">介護居室</td> <td>個室</td> <td>室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>うち2人定員</td> <td>室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一時介護室</td> <td>個室</td> <td>室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>m<sup>2</sup>～ m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>*居室の区分は設けていません。全て一般居室です。 介護が必要となった時も自室で必要な介護を受けることが出来る</p>			居室定員	室数	面積	一般居室	個室	190室	39.63m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	うち2人定員	190室	39.63m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	2人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	介護居室	個室	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	うち2人定員	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	2人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	一時介護室	個室	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	2人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>	人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>
	居室定員	室数	面積																																							
一般居室	個室	190室	39.63m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																							
	うち2人定員	190室	39.63m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																							
	2人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																							
	人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																							
介護居室	個室	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																							
	うち2人定員	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																							
	2人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																							
	人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																							
一時介護室	個室	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																							
	2人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																							
	人部屋(相部屋)	室	m <sup>2</sup> ～ m <sup>2</sup>																																							
共用施設・設備の概要(設置箇所、面積、設備の整備状況等)	共同生活室(エントランスの脇)	設置階 ( m <sup>2</sup> )																																								
	食堂	設置階 1階 (156席)(248m <sup>2</sup> )																																								
	浴室(一般浴槽)	設置階 各居室はバス付き 1階2室の共同浴室(男女別風呂) 男子浴室:31m <sup>2</sup> 女子浴室:40.5m <sup>2</sup>																																								

	浴室(特別浴槽)	設置階 2階 (18㎡) *体のご不自由な方用に用意しています。
	トイレ	設置箇所 各居室及び共用6ヶ所
	洗面設備	設置箇所 各居室
	医務室(健康管理室)	設置階 1階(クリニック太陽の郷) (201㎡)
	談話室	設置階 1階(285㎡)、同東屋(12.5畳)
	応接室/面談室	設置階 1階1室(応接室) (23㎡) 2階1室 (39.63㎡) 別棟集会所(2階建:188㎡)を兼用
	事務室	設置階 1階及び2階(各1室)
	宿直室	設置階 1階1室(管理人室) 2階2室(看護師室・ヘルパー室)
	洗濯室	設置階 各階1カ所(計9カ所) (夫々に洗濯機2台・乾燥機1台(有料))
	洗滌・汚物処理室	設置階 2階(6㎡)
	看護・介護職員室	設置階 看護:2階1室(18㎡) *看護師は24時間勤務体制 介護:2階1室(18㎡)
	機能訓練室	設置階 ( ) ( ) (㎡) *太陽の郷リハビリテーション研究室 (水中リハビリ施設)
	健康・生きがい施設	設置階 2階コミュニティルーム1室(19.2㎡) 別棟 多目的ホール(613㎡) 別棟 図書室(21㎡、多目的ホール内) 別棟 集会所 別棟 リハビリテーション研究室(温水プール) 庭園 四季の草花が彩りを添える広大な敷地(散策自由)
	外来者宿泊室	設置階 1階1室(39.63㎡) 2階1室(39.63㎡)
	エレベーター※5	3基(ストレッチャー搬入(可)・否 2基)
	スプリンクラー	設置箇所 なし
	居室のある区域の廊下幅	(1.41m~1.45m) 手すり設置(0.08m)後の有効幅員 (1.33m~1.37m) 待避スペース・転回スペースあり
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 ナースコールボタン(各居室(寝室・トイレ・浴室)・共用トイレ・共用浴場) * (看護師は24時間待機) インターホン(各居室・共用浴場・等) *フロント直結 安否確認の方法・頻度等 ・食事時間帯の視認確認(1日3回) ・希望者に対する一定時刻の安否確認(手段:電話、インターホン、巡回等)	

同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要※6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (有) 南湖サーボ(居宅介護支援 : 事業所番号1472400454、訪問介護事業所 : 事業所番号1472400454) (60㎡)</li> <li>・ (個) クリニック太陽の郷 (内科、リハビリテーション科、外科(要相談)) (201㎡)</li> <li>・ (株) 太陽の郷リハビリテーション研究室 (温水プール、付帯施設)</li> </ul>
有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容	なし

- ※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。  
 ※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。  
 ※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。  
 ※6 同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む。)は、その種類と番号を記載すること。

### 3 利用料 ※7

#### (1) 利用料の支払い方式

支払い方式 ※8	前払い方式	月払い方式	<u>選択方式</u>
----------	-------	-------	-------------

#### (2) ①前払い方式 い方式：施設利用料の一括預方式

費用の支払方法 ※9	入居一時金は入居時一括支払。 月額利用料その他は、毎月の請求による月払い。																																
敷金	無 ・ <u>有</u> (1,000,000円、施設利用料月181,000円の5.53ヶ月分)																																
入居一時金 (介護費用の一時金除く)	<p>① 法第29条第6項に規定される前払金 2,160万円 ~ 3,300万円          2 上記以外の一時金 ~ 円</p> <p>・ い方式：施設利用料の一括預方式          ※入居時の年齢、入居人数により施設利用料は異なります。          具体的には下表のとおり。</p> <p style="text-align: right;">単位：万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>人数</th> <th>入会金</th> <th>入会金の内、敷金金額</th> <th>償却対象金額(入居一時金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">75才以上</td> <td>1人</td> <td>2,800</td> <td>100</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>3,352</td> <td>100</td> <td>3,252</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">74才以下</td> <td>1人</td> <td>2,848</td> <td>100</td> <td>2,748</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>3,400</td> <td>100</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">80才以上</td> <td>1人</td> <td>2,260</td> <td>100</td> <td>2,160</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>2,701.6</td> <td>100</td> <td>2,601.6</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	人数	入会金	入会金の内、敷金金額	償却対象金額(入居一時金)	75才以上	1人	2,800	100	2,700	2人	3,352	100	3,252	74才以下	1人	2,848	100	2,748	2人	3,400	100	3,300	80才以上	1人	2,260	100	2,160	2人	2,701.6	100	2,601.6
年齢	人数	入会金	入会金の内、敷金金額	償却対象金額(入居一時金)																													
75才以上	1人	2,800	100	2,700																													
	2人	3,352	100	3,252																													
74才以下	1人	2,848	100	2,748																													
	2人	3,400	100	3,300																													
80才以上	1人	2,260	100	2,160																													
	2人	2,701.6	100	2,601.6																													
想定居住期間又は償却期間	<p>償却期間：79歳以下 10年(120ヶ月)          80歳以上 8年(96ヶ月)          年齢は契約時の満年齢とし、二人入居の年齢基準は若い方の年齢を基準とします。          ※い方式には敷金100万円を含む。</p>																																

算定の基礎（内訳）	土地代、建設費、修繕費、設備投資費用、税金、管理諸費等を基礎とし、近傍家賃を参照し平均余命等を勘案した想定居住期間にかかる家賃相当額に、入居者が想定居住期間を超えて継続して居住する場合に備えて受領するものとして算出した金額を加算した額。						
解約時の返還金（算定方法等）	返還金 い方式 (2,160万円～3,300万円) × 契約終了日から償却期間満了日（10年又は8年）までの実日数 ÷ 入居日の翌日から償却期間満了日（10年又は8年）までの実日数（端数からなる場合は切り上げ） + 100万円 ただし、入居日の翌日から三月以内の契約解除の場合又は死亡による契約終了の場合は、(2,160万円～3,300万円) - (2,160万円～3,300万円) ÷ (120ヶ月又は96ヶ月) ÷ 30 × 入居日から契約終了日までの実日数（端数からなる場合は切り捨て） + 100万円 返還期日：居室明け渡しの翌日から起算して2ヶ月以内に返還						
返還の対象とならない額の有無	①無・有（          円）						
初期償却の開始日	なし						
介護費用の一時金	円 ～          円						
算定の基礎（内訳）							
解約時の返還金（算定方法等）							
返還の対象とならない額の有無	無・有（          円）						
初期償却の開始日							
月額利用料	い方式 1名…… 145,735円（毎日3食1ヶ月（30日）喫食した場合） 2名……220,052円（          同上          ）						
年齢に応じた金額設定	①無・有						
要介護状態に応じた金額設定	①無・有						
料金プラン ※10	月額利用料	内 訳					その他
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	施設利用料	
145,735円/1名	100,705円/1名 (税抜価格93,246)	無	1日1,501円 (税抜価格1,391円) (1ヶ月30日喫食の場合45,030円/1名)	別途	無		

		220,052円/ 2名	129,992 円/2名 (税抜価格 120,363円 )	無	1日1,501 円 (税抜価格 1,391円) (1ヶ月3 0日喫食 の場合90 ,060円/2 名)	別途	無																											
算定根拠 ※11	管理費	職員人件費、燃料費、電気・水道料金（共用部分）、ガス代、建築物・付帯設備機械の維持整備費、健康管理費																																
	介護費用	無																																
	食費	食材にかかる実費を食費としています。 人件費、調理費等は管理費に含まれています。																																
	光熱水費	個別のメーターにて実費です。																																
	施設利用料	(入居一時金に含むため不要です)																																
	その他																																	
月額利用料に含まれない 実費負担等 ※12	居室の公共料金（電気、電話、給湯、給水、井水、下水道使用料） 特浴介助料、夜間緊急移送代、健康診断料、医療費、美容料金、新聞代、コピー料、ランドリー代、放送受信料、居室配下膳代、バス旅行等イベント参加費、喫茶利用料、派遣ヘルパー利用料、退去時居室の補修費用（経年変化や通常損耗、入居者の責によらない場合を除く）、介護用品・用具、クリーニング業者に出すもの、居室内の家具、電気製品等の購入・修理に係る費用、ゲストルーム利用料、来客食																																	
介護保険に係る利用料 ※13 (適用を受ける場合は1割 が自己負担)	<p>特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算（無・有）、夜間看護体制加算（無・有） 医療機関連携加算（無・有）、看取り介護加算（無・有） 介護職員処遇改善加算（無・有）</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算（有・無）、医療機関連携加算（有・無） 介護職員処遇改善加算（無・有）</p>								月 額	自己負担額	要介護1	円	円	要介護2	円	円	要介護3	円	円	要介護4	円	円	要介護5	円	円		月 額	自己負担額	要支援1	円	円	要支援2	円	円
	月 額	自己負担額																																
要介護1	円	円																																
要介護2	円	円																																
要介護3	円	円																																
要介護4	円	円																																
要介護5	円	円																																
	月 額	自己負担額																																
要支援1	円	円																																
要支援2	円	円																																

(2) ②前払い方式 方式：施設利用料の一括預方式及び月払い方式（折衷方式）

費用の支払方法 ※9	入居一時金は入居時一括支払。 施設利用料の一部・月額利用料その他は、毎月の請求による月払い。
------------	---

敷金	無・ <input checked="" type="radio"/> (1,000,000円、施設利用料月181,000円の 5.53ヶ月分)																																
入居一時金 (介護費用の一時金除く)	<input checked="" type="radio"/> 1 法第29条第6項に規定される前払金 1,728万円～2,664万円 <input type="radio"/> 2 上記以外の一時金 ～ 円 ・ろ方式：施設利用料の一括預方式 ※入居時の年齢、入居人数により施設利用料は異なります。 具体的には下表のとおり。																																
	単位：万円																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>人数</th> <th>入会金</th> <th>入会金の内、敷金金額</th> <th>償却対象金額 (入居一時金)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">75才以上</td> <td>1人</td> <td>2,260</td> <td>100</td> <td>2,160</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>2,728</td> <td>100</td> <td>2,628</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">74才以下</td> <td>1人</td> <td>2,284</td> <td>100</td> <td>2,184</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>2,764</td> <td>100</td> <td>2,664</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">80才以上</td> <td>1人</td> <td>1,828</td> <td>100</td> <td>1,728</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>2,221.6</td> <td>100</td> <td>2,121.6</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	人数	入会金	入会金の内、敷金金額	償却対象金額 (入居一時金)	75才以上	1人	2,260	100	2,160	2人	2,728	100	2,628	74才以下	1人	2,284	100	2,184	2人	2,764	100	2,664	80才以上	1人	1,828	100	1,728	2人	2,221.6	100	2,121.6
年齢	人数	入会金	入会金の内、敷金金額	償却対象金額 (入居一時金)																													
75才以上	1人	2,260	100	2,160																													
	2人	2,728	100	2,628																													
74才以下	1人	2,284	100	2,184																													
	2人	2,764	100	2,664																													
80才以上	1人	1,828	100	1,728																													
	2人	2,221.6	100	2,121.6																													
想定居住期間又は償却期間	償却期間：79歳以下 10年(120ヶ月) 80歳以上 8年(96ヶ月) 年齢は契約時の満年齢とし、二人入居の年齢基準は若い方の年齢を基準とします。 ※ろ方式には敷金100万円を含む。																																
算定の基礎(内訳)	土地代、建設費、修繕費、設備投資費用、税金、管理諸費等を基礎とし、近傍家賃を参照し平均余命等を勘案した想定居住期間にかかる家賃相当額に、入居者が想定居住期間を超えて継続して居住する場合に備えて受領するものとして算出した金額を加算した額。																																
解約時の返還金(算定方法等)	返還金 ろ方式 $(1,728万円 \sim 2,664万円) \times \text{契約終了日から償却期間満了日(10年又は8年)までの実日数} \div \text{入居日の翌日から償却期間満了日(10年又は8年)までの実日数(端数からなる場合は切り上げ)} + 100万円$ ただし、入居日の翌日から三月以内の契約解除の場合又は死亡による契約終了の場合は、 $(1,728万円 \sim 2,664万円) - (1,728万円 \sim 2,664万円) \div (120ヶ月又は96ヶ月) \div 30 \times \text{入居日から契約終了日までの実日数(端数からなる場合は切り捨て)} + 100万円$ 返還期日：居室明け渡しの翌日から起算して2ヶ月以内に返還																																
返還の対象とならない額の有無	<input checked="" type="radio"/> 無・ <input type="radio"/> 有( 円)																																
初期償却の開始日	なし																																
介護費用の一時金	円 ～ 円																																
算定の基礎(内訳)																																	
解約時の返還金(算定方法等)																																	



月額利用料に含まれない 実費負担等 ※12	居室の公共料金（電気、電話、給湯、給水、井水、下水道使用料） 特浴介助料、夜間緊急移送代、健康診断料、医療費、美容料金、新聞代、 コピー料、ランドリー代、放送受信料、居室配下膳代、バス旅行等イ ベント参加費、喫茶利用料、派遣ヘルパー利用料、退去時居室の補修費 用（経年変化や通常損耗、入居者の責によらない場合を除く）、介護用品 ・用具、クリーニング業者に出すもの、居室内の家具、電気製品等の購 入・修理に係る費用、ゲストルーム利用料、来客食																											
介護保険に係る利用料 ※13 （適用を受ける場合は1 割が自己負担）	<p>特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)</p> <table border="1" data-bbox="580 488 1235 748"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護 1</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護 2</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護 3</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護 4</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護 5</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算（無・有）、夜間看護体制加算（無・有）          医療機関連携加算（無・有）、看取り介護加算（無・有）          介護職員処遇改善加算（無・有）</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)</p> <table border="1" data-bbox="580 958 1235 1088"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 1</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要支援 2</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算（有・無）、医療機関連携加算（有・無）          介護職員処遇改善加算（無・有）</p>		月 額	自己負担額	要介護 1	円	円	要介護 2	円	円	要介護 3	円	円	要介護 4	円	円	要介護 5	円	円		月 額	自己負担額	要支援 1	円	円	要支援 2	円	円
	月 額	自己負担額																										
要介護 1	円	円																										
要介護 2	円	円																										
要介護 3	円	円																										
要介護 4	円	円																										
要介護 5	円	円																										
	月 額	自己負担額																										
要支援 1	円	円																										
要支援 2	円	円																										

(3) 月払い方式 は方式：施設利用料の月払い方式

費用の支払方法 ※9	月額利用料（施設利用料・管理費・食費・その他）は、毎月の請求による月 払い						
敷金	無・ <input checked="" type="radio"/> (1,000,000円、施設利用料の5.53ヶ月分)						
月額利用料	326,735円 ~415,052円						
年齢に応じた金 額設定	<input checked="" type="radio"/> ・ 有						
要介護状態に応 じた金額設定	<input checked="" type="radio"/> ・ 有						
料金プラン ※10	月額利 用料	内 訳					
		管理費	介護 費用	食費	光熱 水費	施設利用 料	その他

		326,735 円/1名	100,705 円/1名 (税抜価格 93,246)	無	1日1,501円 (税抜価格1,391円) (1ヶ月30日喫食 の場合45,030円/1 名)	別途	181,000円
		415,052 円/2名	129,992 円/2名 (税抜価格 120,363円 )	無	1日1,501円 (税抜価格1,391円) (1ヶ月30日喫食 の場合90,060円/2 名)	別途	195,000円
算定根拠 ※ 11	管理費	職員人件費、燃料費、電気・水道料金（共用部分）、ガス代、建築物・付帯設備機械の維持整備費、健康管理費					
	介護費用	無					
	食費	食材にかかる実費を食費としています。 人件費、調理費等は管理費に含まれています。					
	光熱水費	個別のメーターにて実費です。					
	施設利用料	土地代、建設費、修繕費、設備投資費用、税金、管理諸費等を基礎とし、1ヶ月にかかる家賃相当額					
	その他						
	月額利用料に含まれない実費負担等 ※12	居室の公共料金（電気、電話、給湯、給水、井水、下水道使用料） 特浴介助料、夜間緊急移送代、健康診断料、医療費、美容料金、新聞代、コピー料、ランドリー代、放送受信料、居室配下膳代、バス旅行等イベント参加費、喫茶利用料、派遣ヘルパー利用料、退去時居室の補修費用（経年変化や通常損耗、入居者の責によらない場合を除く）、介護用品・用具、クリーニング業者に出すもの、居室内の家具、電気製品等の購入・修理に係る費用、ゲストルーム利用料、来客食					

介護保険に係る利用料 ※13 (適用を受ける場合は1割が自己負担)	特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>月 額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	月 額	自己負担額	要介護1	円	要介護2	円	要介護3	円	要介護4	円	要介護5	円
	月 額	自己負担額												
	要介護1	円												
	要介護2	円												
	要介護3	円												
	要介護4	円												
	要介護5	円												
	個別機能訓練加算(無・有)、夜間看護体制加算(無・有) 医療機関連携加算(無・有)、看取り介護加算(無・有) 介護職員処遇改善加算(無・有)													
	介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月 額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	月 額	自己負担額	要支援1	円	要支援2	円							
月 額	自己負担額													
要支援1	円													
要支援2	円													
個別機能訓練加算(有・無)、医療機関連携加算(有・無) 介護職員処遇改善加算(無・有)														

(4) 共通事項

改定ルール(勘案する要素及び改定手続等)	物価の変動等に応じて管理費、食費及び給水・給湯量の額を改定する事が出来るものとします。
一時金の返還金の保全措置	保全措置の内容 (公益社団法人全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度に加入。当法人が同協会に拠出金を支払う事により、万一倒産した場合などに入居者の全てが退去せざるを得なくなり、かつ入居者から入居契約が解除された場合に、償却期間終了後においても、入居一時金を対象に入居者1人に対し、一律500万円が入居者に支払われます。 無の場合の理由( )
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ <input type="radio"/> 有 有の場合の保険名( )
消費税の対象外とする利用料等	入居一時金、敷金及び家賃相当額
短期利用の設定(短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある)	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ <input type="radio"/> 有 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

※7 総額表示のこと。

※8 一時金方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。

※9 入居一時金や月額利用料の請求時期や支払い方法を記入する。

※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは枠内に記載すること。

※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。

食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。  
光熱水費は当該費用に含まない部分（居室等）の負担がある場合は、その旨記入する。

※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。

※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

#### 4 サービスの内容

月額利用料（介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	毎日の調理の光熱費・人件費、居室への配膳（約2週間）、買い物の代行（週2回）、居室の清掃（2週間1回）、大浴場の準備（毎日）等
	食費	1日3食提供。食費は食材費を表示。
	その他	なし
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	なし	
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料	別添「介護サービス等の一覧表」及び管理規程による	
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容※14	株式会社サンエーサンクス：共用場所の清掃、施設管理業務	
苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等）※15	<p>ホーム内：フロント（支配人）</p> <p>ホーム外：・公益社団法人全国有料老人ホーム協会 平日のみ 10:00～17:00 電話 03-3272-3781</p> <p>・神奈川県 保健福祉局 福祉部 高齢福祉課 保健・居住施設グループ 電話045-210-1111（代表）</p> <p>・神奈川県 保健福祉局 福祉部 介護保険課 監査グループ 電話045-210-1111（代表）</p> <p>・茅ヶ崎市 保健福祉部 高齢福祉介護課 電話0467-82-1111（代表）</p>	
事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	ホーム常駐の看護師が太陽の郷医師の指示のもとに応急処置を行い、部外医療機関の診断が必要と判断した場合には、救急車により病院に搬入するとともに、支配人から家族、身元引受人への連絡通報を行います。当初の病院対応はホーム職員が行います。	
事故発生の防止のための指針	無・ <input checked="" type="radio"/>	
損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	入居者の生命、身体、財産に損害が生じた場合、地震等自然災害、戦争・暴動等又は入居者の故意によるもの等を除き、速やかに損害を賠償します。ただし、入居者に重大な過失がある場合には、ホームの責任分賠償となります。	

(社)全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者生活保証制度への加入状況	協会への加入 無・ <input checked="" type="radio"/>
	入居者生活保証制度への加入 無・ <input checked="" type="radio"/>

※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。

※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や(社)全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

## 5 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所	入居者の居室 *介護が必要になっても居室の変更はありません。 ご自分の居室で介護サービスを受けられます。	
入る居場後合に居室又は施設を住み替え	一般居室から一時介護室へ移る場合(判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等)	なし
	一般居室から介護居室へ、又は介護居室から他の介護居室へ住み替える場合(同上)	なし
	提携ホームへ住み替える場合(同上)	なし

## 6 医療

協力医療機関(又は嘱託医)の概要及び協力内容	名称	クリニック太陽の郷	鈴木病院
	診療科目	内科、リハビリテーション科、外科(要相談)	内科、外科、循環器科 呼吸器科他
	所在地	同一敷地内	鎌倉市腰越 1-1-1
	距離及び所要時間	同一施設内	約12km・車両約30分
	協力内容	在宅診療・健康相談	通院・入院診療
入居者が医療を要する場合の対応(入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療については、入居者自身の健康保険等を利用して、入居者の負担で診療等を受けます。</li> <li>医療機関の選択、入院・通院診療の選択等、基本的には入居者の判断を優先させ、意見を求められた場合、必要な場合には、身元引受人及び病院との調整を行います。</li> <li>入院中も居室利用権は存続します。</li> <li>入院期間中の施設利用料(ろ、は方式の場合)、管理費等は、お支払いいただきます。</li> </ul>		

7 入居状況等

(平成28年7月1日現在)

入居者数及び定員	112人 (定員 380人)	
入居者内訳	性別	男性 31人、女性 81人
	介護の要否別	自立 53人 要介護 29人 (内訳)要介護1 12人 要介護2 4人 要介護3 3人 要介護4 4人 要介護5 6人 要支援 30人 (内訳)要支援1 14人 要支援2 16人 未認定 一人
平均年齢	85歳 (男性 86歳、女性 84歳)	
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役員を除く参加者数、主な議題等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数：1回 (平成27年7月30日)</li> <li>・参加者数：43名</li> <li>・主要議題：一般社団法人南湖荘への事業譲渡運営状況について</li> <li>・連絡事項：事故報告                   ナースコール・インターホンの点検について                   防災訓練について</li> <li>・開催回数：2回 (平成27年11月12日)</li> <li>・参加者数：35名</li> <li>・主要議題：一般社団法人南湖荘への事業譲渡</li> <li>・連絡事項：体操教室・アクティブ情報・主なイベントの案内                   ごみの分別出し</li> </ul> (以上は事業譲渡前の(株)南湖荘にかかわる運営懇談会)	

注) 介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

8 職員体制

(平成28年7月1日現在)

	職員数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 (16時～翌8時) (最少人数)	備考 (資格・委託等)
		人数	うち自立対応		
従業者の内訳	管理者	1 ( )	3	1.4	
	生活相談員	2 ( )			
	直接処遇職員	13 ( 5 )	12.6	5.9	
	介護職員	6 ( 1 )	5.6	2.6	介護福祉士 3名 ホームヘルパー2級 3名
	看護職員	7 ( 4 )	7	3.3	1 看護師 7名
	機能訓練指導員	( )			
	理学療法士	( )			
	作業療法士	( )			
その他	( )				

	計画作成担当者	( )			
	医師	( )			協力医療機関からの派遣 2名
	栄養士	1 ( 1 )			管理栄養士
	調理員	7 ( )			
	事務職員	5 ( 3 )			
	その他職員	3 ( 1 )			
	合計	32 (10)		1	

注1) 職員数欄の( )内は、非常勤職員数で内数。

- 2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。
- 3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。
- 4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値※18
要支援1の人数			
要支援2及び要介護者の人数			
指定基準上の直接処遇職員の人数※16			
配置している直接処遇職員の人数※17			
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合	:	:	:
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間 時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員 早番	:	~
	日勤	:	~
	遅番	:	~
	夜勤	:	~
	看護職員 早番	:	~
	日勤	:	~
	遅番	:	~
	夜勤	:	~

※16 常勤換算後の人数。

※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格所得状況

社会福祉士	人 ( 人)	ホームヘルパー 1 級	人 ( 人)
介護福祉士	3 人 ( 人)	ホームヘルパー 2 級	3 人 ( 人)
介護支援専門員	人 ( 人)	ホームヘルパー 3 級	人 ( 人)
介護職員基礎研修終了	人 ( 人)	無資格者	人 ( 人)

注) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。  
他の資格を持っている職員を ( ) に外数で記入する。

9 入居・退居等

入居者の条件 (年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 60才以上の方 (2名での入居の場合は1名が60才以上)</li> <li>・ 原則として、自分の身の回りのことを自分でできる方</li> <li>・ 介護等の必要な方であっても、周囲の方に迷惑を及ぼさずに入居生活のできる方 (但し付き添い必要)</li> </ul>
身元引受人等の条件及び義務等	<p>条件：入居契約に基づく債務について、連帯して履行の責を負い、必要な場合は身柄の引き取り義務を引き受けて頂ける方</p> <p>義務等：入居契約に基づく債務について連帯して履行の責を負い、必要な場合は身柄の引き取り義務を負います。</p>
生活保護受給者の受け入れ対応	<input checked="" type="radio"/> 可
施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等※19	<p>① 施設側からの契約解除</p> <p>一 入会申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により入会したとき</p> <p>二 管理費等を3ヶ月以上滞納したとき</p> <p>三 管理費等の支払いをしばしば遅延することにより、その支払い能力がなく、且つその遅延がこの契約におけるこの契約における両者の信頼関係を著しく害するものであると認めたとき</p> <p>四 入会契約書第24条(禁止又は制限される行為)の規定に違反したとき</p> <p>五 入居者の行動が、他の入居者の生命及び財産に危害を及ぼす恐れがあり、又はその危害の切迫した恐れがあり、且つ入居者に対する通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき</p> <p>六 承諾を得ないで入会契約書第16条各号に規定する行為を行ったとき</p> <p>七 入会契約書第17条に規定する通知を怠ったとき</p> <p>八 入会契約書第23条又は第32条2項の規定に違反したとき</p> <p>九 建物、付帯設備又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損又は滅失したとき</p> <p>2. 前項の規定に基づき契約を解除する場合、次の各号の手続きによって行います。</p> <p>一 契約解除の通告について90日の予告期間をおく</p> <p>二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける</p> <p>三 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する。</p> <p>3. 本条第1項第五号によって契約を解除する場合には、前項に加えて</p>

	<p>次の各号の手続きを行います。</p> <p>一 医師の意見を聞く</p> <p>二 一定の観察期間をおく</p> <p>4. 入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、本条前項までの定めに関わらず、催告することなく本契約を解除することができます。</p> <p>一 反社会的勢力の事実が判明したとき</p> <p>二 本契約締結後に反社会的勢力に該当したとき</p> <p>三 入会契約書第24条第1項六号から第八号までの各号に掲げる行為を行ったとき</p> <p>5. この契約の解除通告をした時は、直ちに居室を明け渡さなければなりません</p> <p>② 入居者側からの契約解除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14日以上予告期間をもって所定の契約解除届けを提出することにより、契約を解除することができます。</li> <li>・ 契約解除日までに居室を明け渡していただきます。</li> <li>・ 届け出なく退去した場合は、その事実を認めた日の翌日から起算して14日目をもって契約を解除します。</li> </ul> <p>③ 入居一時金及び敷金の返還</p> <p>居室の明け渡し日の翌日から起算して2ヶ月以内に返還します。</p>
前年度1年間の施設からの契約解除件数	なし
体験入居の期間及び費用負担等	1泊2日 1名で3食喫食の場合 8,540円(税込み) 同 2名で3食喫食の場合 14,488円(税込み) (標準2泊3日)

※19 入居契約条項に沿って解除事由及び手続、予告期間、入居一時金の返還時期等を正確に記入。

## 10 情報開示

入居希望者等への情報開示 ※20	重要事項説明書の公開	① 公開 ( 閲覧 ・ 写し交付 )	2 非公開
	入居契約書の公開	① 公開 ( 閲覧 ・ 写し交付 )	2 非公開
	管理規程の公開	① 公開 ( 閲覧 ・ 写し交付 )	2 非公開
	財務諸表の公開	① 公開 ( 閲覧 ・ 写し交付 )	2 非公開
	事業収支計画の公開	① 公開 ( 閲覧 ・ 写し交付 )	2 非公開

※20 県指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

添付書類：介護サービス等の一覧表

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。 年 月 日 説明者署名 ⑩

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

年 月 日 署 名 ⑩

署 名 ⑩

介護サービス等の一覧表

	(自 立)		(要支援1～2)		(要介護1～5)	
介護を行う場所	居室		居室 (介護保険在宅サービス利用可)		居室 (介護保険在宅サービス利用可)	
	一時金及び月額 利用料を含むサ ービス	その都度徴収 するサ ービス	一時金及び月額 利用料を含むサ ービス	その都度徴収 するサ ービス	一時金及び月額 利用料を含むサ ービス	その都度徴収 するサ ービス
介護サービス						
○巡回						
・昼間 ～	希望により適宜	—	希望により適宜	—	希望により適宜	—
・夜間 ～	希望により適宜	—	希望により適宜	—	希望により適宜	—
○食事介助	—	—	—	—	—	—
○排泄	突発的な失禁に ついて対応	—	突発的な失禁に ついて対応	—	突発的な失禁に ついて対応	—
・排泄介助	—	—	—	—	—	—
・おむつ交換	—	—	—	—	—	—
・おむつ代	—	—	—	—	—	—
○入浴等						
・清拭	—	—	—	—	—	—
・一般浴介助	—	—	—	—	—	—
・特浴介助	—	3,240円(税抜価 格3,000円) /1回介助者1人、 介助者1人増す 毎874円(税抜価 格810円)加算	—	3,240円(税抜価 格3,000円) /1 回介助者1人、 介助者1人増す 毎874円(税抜価 格810円)加算	—	3,240円(税抜価 格3,000円) /1 回介助者1人、 介助者1人増す 毎874円(税抜価 格810円)加算
○身辺介助						
・体位交換	—	—	—	—	—	—
・居室からの移動	—	—	—	—	—	—
・衣類の着脱	—	—	—	—	—	—
・身だしなみ介助	—	—	—	—	—	—
○機能訓練	—	—	—	—	—	—
○通院の介助	—	—	—	—	—	—
○緊急時対応	—	—	—	—	—	—
・ナースコール	24時間対応	—	24時間対応	—	24時間対応	—
生活サービス						
○家事						
・清掃	2週に1回	—	2週に1回	—	2週に1回	—
・洗濯	希望により対応	—	希望により対応	—	希望により対応	—
○居室配膳・下膳	体調不良時希望 により対応(月に 14日間を限度)	有料配膳250円/ 1回	体調不良時希望 により対応(月に 14日間を限度)	有料配膳250円/ 1回	体調不良時希望に より対応(月に14日 間を限度)	有料配膳250円/ 1回
○理美容	—	—	—	—	—	—
○代行						
・買物	週2回指定日	—	週2回指定日	—	週2回指定日	—
・役所手続	—	—	—	—	—	—
健康管理サービス						
・健康診断	—	実費負担	—	実費負担	—	実費負担
・健康相談	希望により対応	—	希望により対応	—	希望により対応	—
・生活指導	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—
・医師の往診	必要時対応	—	必要時対応	—	必要時対応	—
入退院時、入院中の サービス						
・医療費	—	—	—	—	—	—
・移送サービス	状況により対応 (朝8時～夜6時)	状況により対応 (夜6時～朝8時) 7,500円/1回	状況により対応 (朝8時～夜6時)	状況により対応 (夜6時～朝8時) 7,500円/1回	状況により対応 (朝8時～夜6時)	状況により対応 (夜6時～朝8時) 7,500円/1回

その他サービス ・行事食	毎月15日誕生日 食を提供 正月にお節料理 を提供		毎月15日誕生日 食を提供 正月にお節料理 を提供		毎月15日誕生日 食を提供 正月にお節料理 を提供	
-----------------	------------------------------------	--	------------------------------------	--	------------------------------------	--

注1) 自立、要支援及び要介護状態区分に応じて介護サービス等の一覧表を作成。自立・要支援1～2・経過的要介護・要介護1～5と区分した場合は、9区分となるが、一覧表をわかりやすくする観点から、一覧表上サービス内容が同じ表現である場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。

注2) 上記のサービスの項目については、少なくとも記載すべき事項を掲げており、ホームのサービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えない。

注3) 記入に当たっては、各サービスごとに回数及び費用負担等を明示すること。

注4) 「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。

**(※) (介護予防) 特定施設入居者生活介護による保険給付を指す。  
有料老人ホームが提供しない訪問介護サービス等は含まない。**